

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

御注意

「5」欄の「10」の分子の空欄には、中小法人(租税特別措置法第57条の9第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。
 (4)(1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)^{10/100} 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます。)^{8/100} (3) 金融及び保険業^{3/100}
 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます。)^{10/100} (5) その他の事業^{6/100}

当期繰入額	1		円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9		円
繰入限度額の計算				(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数	10		
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	2			令第96条第2項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	11		円
貸倒実績率(20)	3			損金の額に算入された令第96条第2項第2号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	12		
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(28の計)	4		円	損金の額に算入された令第96条第2項第2号ハの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	13		
法定の繰入率	5		1,000	益金の額に算入された令第96条第2項第2号ニの貸倒引当金勘定の金額の合計額	14		
繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))	6		円	益金の額に算入された令第96条第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額の合計額	15		
公益法人等・協同組合等の繰入限度額((2)×(3)× $\frac{116}{100}$)又は((4)×(5)× $\frac{116}{100}$)	7			益金の額に算入された令第96条第2項第2号ヘの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	16		
繰入限度超過額(1)-((6)又は(7))	8			益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	17		
				貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)+(13)-(14)-(15)-(16)-(17)	18		
				(18)× $\frac{12}{10}$ 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	19		
				貸倒実績率 $\frac{(19)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	20		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権とみられる額及び貸倒否認額	うち税務上の貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等でないもの額	個別評価の対象となつた等価非等価の債権及び併合移転債権の額	連結完全関係ある支配人が対する債権の額	期末一括評価金銭債権の額(21)+(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(26)-(27)
	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合 $\frac{(30)}{(29)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額(26の計)×(31)	32	円